

第15回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨

1 日 時

平成26年11月26日（水） 午後2時から午後4時

2 場 所

尼崎市保健所 乳幼児相談室

3 出席者

(1) 委 員9名（五十音順 敬称略）

上田つた子、植村興、桑畠和子（入江委員代理）、笹木眞理子、佐藤由希子、瀬戸口敬幸、藤村貴代美、宮座欣枝、安福章（保健所長代理）

(2) 事務局

宮永生活衛生課長、林生活衛生課動物愛護担当係長、三宅生活衛生課動物愛護センター技術員

4 議事の大要

(1) 委員の代理出席について

・団体からの委員の代理出席について要綱に定めはないが、議長により認められた。NPO法人C.O.Nの入江委員の代理として桑畠委員が出席した。

(2) 第14回会議の議事要旨について

・事務局から各項目について進行状況の説明があり了承された。

意見

【災害時のペットについての啓発チラシについて】

・C.O.Nが戸内の社協の防災訓練の時等に利用した。わかりやすくて良いチラシだ。

【飼い主のいない猫対策の啓発看板について】

・センター作成の啓発看板案は単なる餌やり禁止の看板になっていないか？
・TNRとともに環境美化活動として取り組んでいる側面もあるので、「えさやり禁止」だけ強調され全てひとくくりにされると、やっていることが否定されてしまう。
・従来の餌やり禁止の看板で、猫が減るという事はなく、問題が解決したことはない。
・看板を出すからには皆が納得するものにしてほしい。
・12年間、社協で地域猫の必要性を呼び掛けてきたが、猫対策の宣伝が行き届いていないので、市民が正しく理解していないのが一番の問題だ。何よりも啓蒙が必要。
・のら猫の適正な管理ができている人もいるらしいが、はたから見てちゃんとやっているかどうか分かるのか？他人の車庫などで無断で餌やりしている人もいる。猫の餌と言えないような麺類や竹輪を与え、どうして避妊去勢などの対策はしないのかと注意すると逆切れする人もいる。迷惑を掛けないように適正に世話をしているケースは知らない。

- ・2通りの看板が必要なのではないか。1つはえさやりだけしている人向けに、「無責任なえさやりはしないように」との看板、もう1つは適正な活動をしている地域におけるTNR活動等を説明する看板。基金を使って、プラスチック製の看板を作成して欲しい。
- ・他自治体の啓発看板例が多数あるので尼崎も参照してほしい。(啓発看板資料の提出あり)

(事務局)

- ・協議会で啓発看板を要請されたので作成したが、意見を参考に検討したい。

【作成中の猫対策説明パンフレットについて】

- ・飼い主のいない猫対策について説明するためのパンフレットが、後は印刷するだけになっているはず。説明会に必要なので至急印刷を進めてほしい。
- ・災害時のペット対応については、センターが作成したものが分かりやすいので、災害のページについては差し替えた方がいいのではないか。
- ・パンフレットの中でまだ改善すべきページがある。

(事務局)

- ・デザイン作成を担っているC.O.Nの方から、著作権等について確認作業を行っているので、確認が出来次第印刷したい。パンフレットの関係者との打ち合わせをするようにしたい。

【猫の不妊去勢手術助成金制度について】

- ・オスの手術や地域枠の復活等、助成金のシステムの改善は懸案である。関係者で分科会を開催するべき。
- ・助成金を使った後のデータを整理したら、データを基に効果が目に見える形になる。
- ・実績として上がらないといけない。成果を出す必要がある。
- ・猫の手術後やいなくなつた後も地域の管理を続けなければ意味がない。良い状態を維持できるモデル地域が必要。
- ・現場の愛護推進員やボランティアが動きやすいように、助成金はうまく設計するべき。

【動物愛護推進員について】

- ・センターは推進員の活動や企画の補助をするということでよいか。推進員のネットワークづくりと企画・意見交換のため、推進員の会合を早急に開催してほしい。
- ・動物愛護推進員とセンターの協働の譲渡会の提案はどうなったか?
- ・協議会に動物愛護推進委員の席を設けるべきではないか。

(事務局)

- ・譲渡会は譲渡対象動物が少ない等の条件が整わずこの秋は見送った。今後開催することは考えている。市役所付近で犬猫譲渡会と猫の相談会等を同時にできればよい。
- ・協議会に推進員の席を設けるかどうかについては今後検討する。

(3) 団体譲渡制度について

- ・収容動物の再譲渡を前提に、ボランティアグループ等にセンターから譲渡する団体譲渡制度ができるのは喜ばしい。制度は一度やってみて、改善していけばいい。
- ・団体の定義を定めておく必要がある。団体譲渡の対象となる団体はどのような条件で決めるのか？NPO 法人なのか、規約が必要なのか？
- ・団体譲渡はいつからできるか？
- ・飼養施設はどのようなものか？5匹を上限とするはどういうことか？
- ・譲渡された動物が病弱でなかなか譲渡できない場合等、市や動物愛護基金からの資金援助等があるべきではないか？
- ・譲渡後の動物への責任は団体が持つものだ。譲渡困難な動物を保護するかどうかは団体が選択すること。団体への寄付を求める事もできるのでは。
- ・施設が適正かどうか、申告が本当かわからないのでは？
- ・他市の例では、市民が団体譲渡によって保護している動物でも、市のホームページで紹介している。そのような、団体譲渡先に対する支援も検討してほしい。
- ・団体譲渡があっても、あくまでも、センター 자체が譲渡拠点施設になってほしい。

(事務局)

- ・団体譲渡制度の詳細は2月に要綱（案）を協議会に提出する予定である。
- ・現在の飼養施設の想定は、1カ所に犬猫5頭が適正に飼える施設だ。例えば団体に本部と支部があればそれぞれ5頭が飼える。
- ・飼養施設はセンター職員が訪問できるように、約10キロ範囲を想定している（4市は含まれる）。飼育状態の確認のため年1回の確認等を行うことを検討している。
- ・団体譲渡に頼るのでなく、センターで譲渡できるものはセンターでする所だ。団体譲渡はあくまでセーフティーネットとして活用される。

(4) その他委員からの意見

- ・2月で2年間の今期協議会が終了するので、次回にはそのまとめと共に申し送りする事項を協議したい。取り組んだ課題は、1年目は啓発パンフレットについて、2年目は推進員と団体譲渡についてだった。
- ・行政だからこそアピールできることを打ち出してもらいたい。
- ・動物を購入する段階の飼い主に対して、適正に飼うことの大変さを啓発してほしい。無責任飼い主の尻拭いをするのが大変である。飼うことを安易に考えている人が多い。
- ・犬を飼いたいと思っても知識のない人達に、犬を正しく飼うためにどうしたらいいか伝えてほしい。
- ・犬猫を購入して2、3ヶ月で手放す人もいる。予防接種や飼育費用を惜しんで手放す人もいる。ペットショップに飼い主研修を義務付ける等、モラルが低い無責任な飼い主をなくすためのことをしていくべき。
- ・ペット業者の中には大量生産するところもあり、大量遺棄が今後増えると思われる。
- ・尼崎市は市政100周年を2年後に控え、街づくり基本条例を作ろうとしている。動物行政も100周年の流れで動物愛護条例をつくるとか、環境省の殺処分ゼロを目指す牧原プロジェクトに乗った動物愛護イベントを行ってはどうか。
- ・動物愛護法を浸透させることが一番必要だ。

- ・地域猫については、実績の数字を出すこと。
- ・行政ができることが多い。視覚的にアピールをするとよい。例えば、地域猫のモデル地域やサンプルの写真を公開する。耳カット猫と人とが打ち解けている微笑ましい情景等を見せるとよい。数字も大切。団体譲渡の成功事例をアピールする。譲渡数を把握して、成果として殺処分が大幅に減らせたこと等を関連付けて広報するとよい。また、子供達への命の教育も必要である。学校飼育動物が減っているらしいが、獣医師会、教育委員会と連携をして、子供に命の大切さを教えること
- ・こういう事はコツコツと、時間をかけてやらなければならない。証拠を見せる、表に出て出しやばることも必要だ。

以上